

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

## 【平成26・27年度の保険料率】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額 (年額)} \\ \hline \text{※年額57万円が上限} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額 (被保険者 1 人当たり)} \\ \hline \text{47,900円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \{ \text{総所得金額等} - 33\text{万円 (基礎控除)} \} \\ \hline \times \text{所得割率} 9.26\% \\ \hline \end{array}$$

## 【平成27年度は保険料軽減対象者が拡大します】

### ■保険料の均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などの合計額が	軽減割合
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	9割
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額（33万円）」 + 「26万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）	5割
「基礎控除額（33万円）」 + 「47万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）	2割

### ■保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額などが	軽減割合
「基礎控除（33万円）」 + 58万円を超えない人	5割

### ■被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

特別措置として平成27年度も保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。

※対象となる人……資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人

## 【平成27年度後期高齢者医療保険料の納め方】

### ■特別徴収の人

4月より年金から差し引きます。

### ■普通徴収の人

4月より納付書または口座振替により納付

現在、普通徴収の人（年金受給額が年間18万円未満の人を除く）で平成26年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えた人は次のとおり平成27年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収開始月
平成26年4月2日～ 10月1日	なし	4月
平成26年10月2日～ 12月1日	4月	6月
平成26年12月2日～ 平成27年2月1日	4・6月	8月
平成27年2月2日～ 2月28日	4・6・8月	10月
平成27年3月1日～ 3月31日	8月	10月

### ■特別徴収から口座振替への変更について

後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている人は、申し出により保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

〈問い合わせ〉

役場 健康推進課 医療保険係  
TEL (62) 9180